

岩手県告示第 354 号

岩手県手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 16 号）別表第 3 の 26 の 11 の項及び 27 の項の 2 以上の別に定める介護サービスを次のとおり定める。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 16 号）別表第 3 の 26 の 11 の項及び 27 の項に規定する知事が 2 以上の別に定める介護サービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 訪問介護及び介護予防訪問介護
- (2) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
- (3) 訪問看護及び介護予防訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか 2 以上の介護サービス
- (6) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか 2 以上の介護サービス
- (7) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- (8) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか 2 以上の介護サービス（有料老人ホームで行うものに限る。）
- (9) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか 2 以上の介護サービス（軽費老人ホームで行うものに限る。）
- (10) 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか 2 以上の介護サービス
- (11) 介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうちいずれか 2 以上の介護サービス（介護老人保健施設で行うものに限る。）
- (12) 介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうちいずれか 2 以上の介護サービス（介護療養型医療施設で行うものに限る。）